

※

記入例

支払を受ける者

住所又は居所

① ※令和7年1月1日時点の住所を記載する。
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘1234番地
グリーンヒルズ203号

（個人番号）

② マイナンバーは必ず記載

（役職名）

（フリガナ）

ヤマノベ タロウ

氏名

③ 山辺 太郎

種別

支払金額

給与所得控除後の金額（調整控除後）

所得控除の額の合計額

源泉徴収税額

給与・賞与

内 千 円

4 802

円

468 3

千 円

④ 400 000

円

3 283

千 円

678

円

0

（源泉）控除対象配偶者

配偶者（特別）控除の額

⑥ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）

16歳未満扶養親族の数

⑧ 障害者の数（本人を除く。）

非居住者である親族の数

の有無等

⑤

老人

特定

老人

その他

⑦

⑨

社会保険料等の金額

生命保険料の控除額

地震保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額

内 千 円

⑩ 345

円

678

円

110

千 円

000

円

8

千 円

000

円

⑪ 5

千 円

800

円

（摘要）
二郎（同特）
前職分：（株）やまがた設計開発 山形市旅籠町2丁目3-25 R6.4.30退職
支払額2,345,678円、社保控除123,456円 源泉税額2,000円
源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円 控除外額 0円

⑫

生命保険料の金額の内訳

新生命保険料の金額

20,000

円

旧生命保険料の金額

100,000

円

介護医療保険料の金額

10,000

円

新規入年金保険料の金額

円

旧入年金保険料の金額

1,000,000

円

住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除適用数

1

円

居住開始年月日（1回目）

年 月 日

1 5 10

住宅借入金等特別控除区分（1回目）

住（特）

住宅借入金等年末残高（1回目）

24,180,000

円

住宅借入金等特別控除可能額

241,800

円

居住開始年月日（2回目）

年 月 日

住宅借入金等特別控除区分（2回目）

円

（源泉・特別）控除対象配偶者

フリガナ

ヤマノベ ハナコ

区分

氏名

⑬ 山辺 花子

配偶者の合計所得

⑭ 234,000

円

国民年金保険料等の金額

49,620

円

旧長期損害保険料の金額

4,000

円

個人番号

マイナンバーは必ず記載

⑮

所得金額調整控除額

⑯

円

⑰ 控除対象扶養親族

1

フリガナ

ヤマノベ イチロウ

区分

氏名

山辺 一郎

16歳未満の扶養親族

⑰

個人番号

マイナンバーは必ず記載

2

フリガナ

ヤマノベ ハナ

区分

氏名

山辺 はな

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

3

フリガナ

氏名

氏名

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

4

フリガナ

氏名

氏名

未成年者

外国

死亡退職

災害者

乙欄

本人が障害者

特 別

その他

寡 婦

ひとり親

勤労学生

中途就・退職

就 職

退 職

年 月 日

6 5 1

元号

昭和

年 月 日

46 3 8

受給者生年月日

支払者

個人番号又は法人番号

マイナンバーまたは法人番号

住所（居所）又は所在地

山形県東村山郡山辺町大字山辺1番地

氏名又は名称

株式会社 山辺町

⑳

（電話）023-667-〇〇〇〇

（摘要）に前職分の支払額、社会保険料額、源泉税額、支払者名、所在地、退職年月日を記入してください。

☆昭和47年生まれの妻(花子)、昭和20年生まれで同居の母(はな)、平成15年生まれの長男(一郎)、平成25年生まれで同居特別障害の二男(二郎)を扶養していて、いずれも所得48万円以下の場合。

④給与所得控除後の金額（調整控除後）

「令和6年分年末調整のしかた」の「給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた金額を記載する（所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額）。

⑤（源泉）控除対象配偶者の有無等及び配偶者（特別）控除の額

控除対象配偶者の適用を受けている場合は○と控除額を記載する。配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記載せず控除額のみ記載する。

⑥控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）

配偶者および16歳未満以外の扶養親族の人数を数字で記載する。老人扶養のうち、同居老親等の場合は内書欄にも記載する。（老親等：本人又は配偶者の直系尊属）
特定扶養：19歳～22歳（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）
老人扶養：70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）
その他扶養：16歳～18歳（平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ）
23歳～69歳（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ）

⑦16歳未満扶養親族の数

扶養控除は適用されないが、住民税課税判定他各種行政サービスで使用されるので記載漏れに注意。
年少扶養：16歳未満（平成21年1月2日以降生まれ）

⑧障害者の数（本人を除く。）

特別障害者の場合は「特別」の右枠に記載し、同居の場合は左枠にも記載。普通障害者の場合は、同居・非同居の別なく「他」欄に記載する。

⑨非居住者である親族の数

配偶者（特別）控除の対象となる配偶者・扶養控除の対象となる扶養親族のうち、日本国内に居住していない人数を記載する。

⑩社会保険料等の金額

社会保険料の金額および小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載し、小規模企業共済等掛金の額を内書きする。

⑪住宅借入金等特別控除の額

算出した所得税額から差し引いた特別控除の額を必ず記載する。

⑫摘要

◆前職分の支払額を含めて年末調整した場合は、前職事業所名・所在地・退職年月日・支払額・社会保険料控除額・源泉徴収税額を記載する。
記載が無い場合は他社分給与等は含んでいないとみなします。
◆普通徴収とする場合は、「普通徴収」「理由区分」を記載する。
◆訂正分を提出する場合は、朱書きで「訂正分」と記載する。
◆5人目以降の扶養親族の氏名を記載する。
◆退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族の氏名を記載する。
◆【令和6年分】定額減税額を記載する。（詳細は注意事項裏面参照）

⑬住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除がある場合は全てを記載する。
記入漏れがある場合正しい控除が適用されません。

⑭配偶者の合計所得

控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得（※収入金額ではない）を記載する。

⑮基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記する。ただし控除額が48万円の場合は記載不要。

⑯所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合は記載する。必要に応じて「摘要」欄にも記載する。

⑰（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族16歳未満の扶養親族

氏名・フリガナ・マイナンバーを必ず記載する。いずれかの記載が無い場合は個人の特定ができないため控除が適用できない場合があります。

⑱寡婦

「⑨ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方
①合計所得金額が500万円以下であること
②以下のいずれかに該当すること
◆夫と死別したあと婚姻していない方又は夫が生死不明などの方
◆夫と離別したあと婚姻していない方で、総所得金額等が48万円以下の扶養親族（他の者の同一生計配偶者や扶養親族は除く）を有する方
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑲ひとり親

現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方
①合計所得金額が500万円以下であること
②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※他の者の同一生計配偶者や扶養親族は除く）がいること
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑳支払者

総括表の「給与支払者の氏名又は名称」と同じにする。